

福井県教育委員会障害者活躍推進計画の策定について

令和2年5月27日
教育政策課

1 概要

令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、地方公共団体の任命権者は、厚生労働省が定める障害者活躍推進計画作成指針に即して、「障害者活躍推進計画」を作成することが義務づけられた（同法第7条の3第1項。施行日は令和2年4月1日）。

これを受けて、県教育委員会において、障害者活躍推進計画を作成・公表する。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間） ※知事部局の計画も同一期間。

3 計画目標

- (1) 毎年度6月1日時点の法定雇用率の達成（R2：2.4%、R3以降：2.5%）
- (2) 労働環境を理由とする離職者を発生させない
- (3) 障がいのある教職員の職場満足度 85%以上（今後、毎年4月頃にアンケートを実施）
- (4) 教職員の障がい特性等に応じた人事異動、キャリア研修の参加への配慮

4 取組内容

(1) 体制整備

- 障害者雇用推進者(学校教育監)および関係課長等で構成する「障がい者雇用推進チーム」を設置するとともに、同チームの下に実務者チームを設置し、計画の実施状況を点検。
- 組織内の人的サポート体制の整備（職業生活相談員、職場適応支援者など）
- 組織外の関係機関との連携体制（福井労働局、ハローワークなど）
- 職業生活相談員や職場適応支援者による資格認定講習やセミナー等の受講

(2) 職務の選定・創出

- 障がい者の能力・希望を踏まえた職務の選定・検討

(3) 環境整備・人事管理

- 休憩室の設置、就労支援機器の購入の検討など
- 障がいのある学生の教育実習の受入れ、特別支援学校の生徒の職場実習への協力
- 障がい特性に配慮した選考方法や職務選定の工夫
- 採用選考時に要望に応じて手話通訳者等を配置、本採用までの慣らし期間の設定
- 各種休暇の利用促進、早出遅出勤務・テレワークなど柔軟な時間管理制度の導入の検討
- キャリア形成に関する希望を踏まえた職務選定、教育訓練の実施、任期終了後の就労支援
- 定期面談、障がい特性に応じた職務選定、人事配置への配慮 等

(4) その他

- 障がい者就労施設等への発注等を通じた活躍の場の拡大
- 小中学校の教職員について、市町教育委員会との必要な合理的配慮事項の共有

参考条文

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）

（障害者活躍推進計画作成指針）

第七条の二 厚生労働大臣は、国及び地方公共団体が障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進（次項、次条及び第七十八条第一項第二号において「障害者である職員の職業生活における活躍の推進」という。）に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、障害者雇用対策基本方針に基づき、次条第一項に規定する障害者活躍推進計画（次項において「障害者活躍推進計画」という。）の作成に関する指針（以下この条及び次条第一項において「障害者活躍推進計画作成指針」という。）を定めるものとする。

- 2 障害者活躍推進計画作成指針においては、次に掲げる事項につき、障害者活躍推進計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 障害者活躍推進計画の作成に関する基本的な事項
 - 二 障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、障害者活躍推進計画作成指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（障害者活躍推進計画の作成等）

第七条の三 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、障害者活躍推進計画作成指針に即して、当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。）が実施する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下この条及び第七十八条第一項第二号において「障害者活躍推進計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 障害者活躍推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 厚生労働大臣は、国又は地方公共団体の任命権者の求めに応じ、障害者活躍推進計画の作成に関し必要な助言を行うことができる。
- 4 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体の任命権者は、毎年少なくとも一回、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画に基づく取組を実施するとともに、障害者活躍推進計画に定められた目標を達成するように努めなければならない。